

東商・東学校友会 会則 改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
第1章 名称	第1章 名称	
第1条	第1条	変更なし
第2章 目的	第2章 目的	
第2条	第2条 母校()内に校名	最初に母校と出てくる条文に名称を示すのが通常
第3条	第3条 (事業)内容を具体的に表記 名簿配布=削除	(5)評議員候補者の推薦を新設 会員名簿作成配布は削除=個人情報保護法案
第4条	第3条 (4)	条=移行
第3章 事務局	第3章 事務局	
第5条	第4条	条=移行
第4章 会員	第4章 会員	
第6条	第5条 呼称変更 普通会员→正会員	条=移行
第7条	第6条	条=移行
第5章 役員	第5章 役員・幹事の任期	
第8条	第7条 ・常任委員長→幹事長 ・常任副委員長→常任幹事 ・常任委員→幹事	①呼称変更 ②任期延長 ③会長職=任期限定 呼称を変更
	・役員・幹事の任期2年→3年 ・会長職 無期→2期	任期延長 任期限定
第6章 役員を選任	第6章 役員を選任	
第9条	第9条 選任手順を具体的に表記 ・会長=執行部会で互選選任し総会報告 ・副会長、幹事長=会長指名 ・常任幹事=幹事が選出 ・幹事=推薦及び立候補 ・会計監査=正会員より選出	
第10条	第10条	変更なし
第11条	第7条及び第9条(5)	条=移行
第12条	第8条	条=移行
第7章 役員の仕事		
第13条 1～4	第11条 (1)～(4)	条=移行
" 5	第14条	条=移行
" 6	第11条 (7)	条=移行
.....	第11条 (5)幹事 (6)会計監査	条=新設
第8章 会議		
第14条	第12条及び第13条	条=移行 第12条は審議内容明示、議事録作成
第15条	第14条 第15条 及び第9条	条=移行
第16条	第14条 (1)～(3)、(5) 第15条(5)	条=移行
第17条	第16条	条=移行
第9章 会費		
第18条	第17条	条=移行 終身会費=引上げ
第19条	削 除	
第20条	第18条	
第10章 会計		
第21条	第19条	条=移行
第22条	第20条	条=移行
第11章 その他		
第23条	第21条	条=移行
第24条	第22条	条=移行